

2026年5月25日

## 裁 定 書

控訴人 緒 方 克 明 殿

一般社団法人日本自動車連盟  
モータースポーツ審査委員会  
委員長 曾 木 徹 也  
委員 木 下 美 明  
委員 佐久間 豊  
委員 九 石 拓 也  
委員 鈴 木 洋 洲

### 主 文

本件控訴を棄却する。  
控訴料は没収する。

### 理 由

#### 1 事案の概要

2026年4月25日、栃木県芳賀郡茂木町で開催された2026もてぎチャンピオンカップレース第2戦「TOYOTA GAZOO Racing Yaris Cup 2026 関東シリーズ 第1戦」において、競技会審査委員会は、控訴人に対して、控訴人をエンタラントとする47号車について、決勝後の再車検において最低重量に1kg不足する規定違反（TOYOTA GAZOO Racing Yaris Cup 2026シリーズの運営を主管するトヨタカーズ・レース・アソシエーションが定めた車両規定7条3項）があったとして、失格とする裁定を行った（以下「本件裁定」という。）。

控訴人はこれを不服として本件控訴を行った。

#### 2 審査の経過及び判断の理由

- (1) 当審査委員会は、委員会を開催し、大会審査委員長・星忠氏、同競技長・古河宏氏、同帯同者・組織委員長・飯田哲也氏、控訴人・緒方克明氏及び同帯同者・磯山幸夫氏を審問し、重量計測に関する記録を取り寄せる等して慎重に審理した。
- (2) これらの審理の結果、当審査委員会は、次のとおり判断した。

決勝後の再車検の重量計測に用いられた重量計測器は、開催施設の車検場に備え付けのもので、定期的な校正・調整が実施されており、本件レースの事前車検、決勝後の再車検における47号車以外の参加車両の計測結果でも異常を窺わせる事情は認められない。また、47号車の計測には、同車両のチームのメカニックも立ち会い、計測結果を確認していることから、同車両の再車検における計測方法や計測結果に問題があったとは認められず、47号車には、車両規定が規定する最低重量（CVT仕様車両）1,024kgに1kg不足する違反があったと認められる。

以上のとおり、47号車には最低重量に関する車両規定違反が認められるところ、車両規定において競技参加車両の最低重量を規定している趣旨からすれば、本件違反が控訴人その他の関係者の故意によるものとは認められないという事情があることを踏まえても、同車両を失格とした競技会審査委員会の本件裁定は正当なものと認められる。

よって、本件控訴は理由がないから棄却するものとし、主文のとおり裁定する。

以上